

特別養護老人ホームたかとり 重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 特別養護老人ホームたかとり (ユニット型)
- ・開設年月日 平成28年9月1日
- ・所在地 奈良県高市郡高取町大字兵庫196番地
- ・電話番号 0744-52-1500
- ・ファックス番号 0744-52-1501
- ・施設長 福井 清孝
- ・入所定員 90名 (1ユニット10名×9)
- ・介護保険指定番号 特別養護老人ホーム (2972700187号)

(2) 特別養護老人ホームの基本方針

ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人、一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

【特別養護老人ホームたかとり運営方針】

私たちは、一つひとつの「縁」を大切にし、利用者、家族、地域の皆さまと共にくさの笑顔の中で生活できるよう努めてまいります。

- ・皆さまの尊厳を守り、その有する能力を最大限に活かし、その人らしく楽しく生活できるよう支援させていただきます。
- ・皆さまの生活を大切にし、自宅のように安心して生活できるよう支援させていただきます。
- ・皆さまに笑顔を提供できるよう、職員も日々研鑽し、質の高いサービスを提供いたします。
- ・皆さまとの縁を大切にし、その文化、歴史にも共感し、地域の一員となれるよう努めてまいります。

(3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
施設長 (管理者)	1名		サービス管理全般
副施設長		1名	施設長の補佐
看護職員	3名	5名	医療、健康管理業務等
介護職員	35名	18名	日常介護業務等
生活相談員	1名		生活上の相談等
介護支援専門員	1名		サービス計画の立案・管理等
管理栄養士	1名		栄養管理等

機能訓練指導員	2名		機能維持訓練等
医師（嘱託医）		1名	診療、健康管理等
事務職員	3名		一般事務、料金請求等

（４）設備の概要

ユニット内設備等	1ユニット	10ユニット
居室	10室	100室
共同生活室	1か所	10か所
トイレ	3か所	30か所
浴室（リフト浴）	1か所	10か所
共用部分	施設内	
スタッフステーション	4か所	
相談室	1か所	
ボランティア室	1か所	
医務室	1か所	
特殊浴槽	2か所	

2. サービス内容

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に戻れるかを念頭におき、施設サービス計画に基づいて提供されます。また入居中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

- ①施設サービス計画の立案 …介護支援専門員が介護関係職員と協議して計画を立て、その際、利用者・連帯保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については説明をし、同意をいただきます。
- ②居室 …入居後、利用者の状況により変更することがあります。
- ③食事 …朝食 7：30～9：30
 昼食 12：00～14：00
 夕食 17：30～19：30
 ※食事は原則として共同生活室で提供いたします。
- ④入浴 …週に最低2回。（リフト浴、特殊浴槽あり）
 但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ⑤介護 …施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
 介護士により、更衣、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等を行います。
 （早出）6：45～15：45（日勤）9：00～18：00（遅出）13：15～22：15
 （夜勤）22：00～7：00 ※勤務時間は状況により変更する場合あり。
- ⑥看護 …看護師により、日常の体調管理を行います。
 （日勤）9：00～18：00（時間外）オンコールにて対応
- ⑦医療 …医療機関の医師により、週2回の往診を行います。（各入居者／基本月2回）
- ⑧機能訓練 …生活の中で、様々な活動を行うことで心身状態の維持、向上を図ります。
- ⑨生活相談 …生活相談員に、介護以外の日常生活に関する事も含め相談できます。
- ⑩行政手続き代行 …介護保険更新時の手続き等の代行を行います。

- ⑪健康管理 …年間1回以上健康診断を行います。医療機関への通院等に関しては保証人等にご相談させていただきます。
- ⑫緊急時の対応 …体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに保証人等の緊急連絡先に連絡します。
- ⑬理美容 …理美容サービスを実施します。(別途料金をいただきます。)

3. 施設利用に当たっての留意事項

洗濯	洗濯機で洗える衣類については、施設で行います。
面会	午前10時～午後5時まで
食べ物の持ち込み	必要に応じて職員にご相談下さい。
外出、外泊	事前に外出、外泊用紙を提出してください。
食事中止	下記時間までにお申し出ない場合は、食費が発生します。 朝食：前日17:00まで 昼食：当日9:30まで 夕食：当日15:00まで おやつ：当日12:00まで
喫煙	施設内は禁煙とします。
設備・備品利用	事前に職員にご相談下さい。
備品等の持ち込み	全てに名前を記入してください。
電気製品持ち込み	電気使用料金が発生しますので必ず職員に申し出下さい。
金銭・貴重品	制限はしませんが自己責任でお願いします。
ペット	施設内への同行は禁止いたします。

4. 協力医療機関等

《協力医療機関》

- ・名称 へいせいたかとりクリニック (施設嘱託医)
- 住所 高市郡高取町兵庫202
- ・名称 社会医療法人 平成記念会病院
- 住所 橿原市四条町827

《協力調剤薬局》

- ・名称 サン薬局
- 住所 高市郡高取町兵庫226

《協力歯科医療機関》

- ・名称 川西歯科クリニック
- 住所 高市郡高取町下土佐220-1
- ・名称 橿原デンタルクリニック
- 住所 橿原市石川町280

5. 他機関・施設との連携

協力医療機関との連携 : 当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応を致します。

他施設への紹介：当施設での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますのでご安心ください。

6. 身体拘束の禁止について

原則として利用者に対し身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及び保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

7. 虐待の防止のための措置について

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為をいずれも行いません。

8. 事故発生の防止及び発生時の対応について

- ①当施設は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者に対し必要な措置を講じます。
- ②往診医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③前2項のほか、当施設は利用者、利用者の家族又は連帯保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- ④当施設は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ⑤当施設は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を施設職員に周知徹底する体制を整備します。
- ⑥当施設は事故発生の防止のための委員会及び施設職員に対する研修を定期的に行います。

9. 利用料金 令和6年8月1日現在

①ユニット型介護福祉施設サービス費

単位数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	670	740	815	886	955

②その他加算

加算種類	算定回数	単位数
個別機能訓練加算（Ⅰ）	日	12
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	日	18
看護体制加算（Ⅰ）ロ	日	4
ADL維持等加算（Ⅰ）	月	30
ADL維持等加算（Ⅱ）	月	60
療養食加算	1食につき	6

精神科医師定期的療養指導加算	日	5
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日	3
協力医療機関連携加算	月	50
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	月	3
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	月	13
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	月	40
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	月	50
入院又は外泊した場合の費用	月に6日上限	246
初期加算	入所日から30日間	0
栄養マネジメント強化加算	日	11
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	日	18
看取り介護加算Ⅰ 1	該当日以前31日～45日	72
看取り介護加算Ⅰ 2	該当日以前4日～30日	144
看取り介護加算Ⅰ 3	該当日以前2日又は3日	680
看取り介護加算Ⅰ 4	該当日	1280
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月の合計単位数の14.0%	

☆以上、①及び②の単位数には地域区分（高取町：その他地域）から、1単位を10.00円で計算した金額を請求させていただきます。

③食費

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日	1,960円/日

【第4段階食費内訳】

朝食	昼食	夕食
480円/日	770円/日	710円/日

※但し、負担限度額認定を受けている場合には食数に限らず1日分の食費を請求させていただきます。

④居住費（ユニット型個室）

第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
880円/日	880円/日	1,370円/日	2,500円/日

⑤その他費用

その他費用項目	算定回数	金額
おやつ代	日	225円
日用品費	日	200円
教養娯楽費	日	200円
理美容（定期施設訪問）	1回	1,650円
電気使用料	1台1日	55円
検査費用	1回	実費
入院中等の居室利用料金	1日	2,500円

10. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- ①防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には施設長（管理者）を当てます。
- ②始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- ③非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会います。
- ④非常災害設備には常に有効に保持するように努めます。
- ⑤火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたります。
- ⑥防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）	年1回以上
・利用者を含めた総合訓練	年2回以上
・非常災害用設備の使用方法の徹底	随時
- ⑦その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

12. 要望及び苦情の相談

生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

また、施設内に設置している「ご意見箱」もご利用ください。

(1) 当事業所の苦情相談口

- ・窓 口：社会福祉法人 平成記念福祉会
特別養護老人ホームたかとり 生活相談員
電話番号 0744-52-1500
FAX 0744-52-1501
受付時間 午前9時～午後5時

(2) 介護保険の苦情相談窓口

- ・高取町役場 福祉課 介護保険担当
電 話 0744-52-3334
受付時間 午前9時～午後5時
- ・奈良県健康保険団体連合会 介護保険苦情処理窓口
電 話 0744-29-8326
受付時間 午前9時～午後5時

(3) 第三者委員会の委員

- ・評議員 奥村慶三郎殿
- ・弁護士 荒木秀夫殿（奈良総合法律事務所）

1 3. 福祉サービス第三者評価の受審の有無

現在受審はしていません。

1 4. 記録の保存について

当施設は、ご利用者の介護福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、直近利用日より5年間保管します。

1 5. 守秘義務に関する対策

当施設では、業務上知り得た利用者またはその関係者の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者と雇用契約の内容としています。

社会福祉法人 平成記念福祉会
特別養護老人ホーム たかとりサービスについて
(令和7年1月1日現在)

○介護保険被保険者証等について

利用中は、介護保険被保険者証等や後期高齢者被保険者証等の保険者証類は原則として原本をお預かりいたします。

○緊急時対応のための預り金

入所時に緊急時対応のための預り金として2万円をお預かりします。医療機関受診時の費用、嗜好品の購入、行事やイベント等での外食費や買い物など現金精算が必要な場合に使用させていただきます。出納管理は当施設で行い、レシートや領収証を管理し定期的に使用状況を報告させていただきます。

○施設ご利用時の教養娯楽費及び日用品等について

当施設では教養娯楽サービス、個別需要日用品及び、面会・延命措置等について、利用者及びその家族の希望に応じ個別に対応しております。

つきましては、その希望をお知らせ願えれば幸甚です。

① 教養娯楽費について ご利用料金 200円/日 (希望する ・ 希望しない)

個人が希望して行うレクリエーション、クラブ活動等に係る費用となります。

(クラブの内容)

フラワーアレンジメント・うた・俳句・書道・体操・外出

一つを選定するのではなく、月に3回程度上記にあるクラブを予定し、ご案内させていただきます。興味関心あるものにもいくつでもご参加頂けます。

② 日用品費について ご利用料金200円/日 (希望する ・ 希望しない)

日常生活の中で、個人的に使用する消耗品等の日用品に係る費用となります。

(日用品の内容)

歯ブラシ、マウススポンジ、歯磨き粉、ポリデント等の口腔ケア用品。

タオル、バスタオル等の入浴時に必要なもの。

お箸、湯呑み、自助具等食事時に必要なもの。

ティッシュペーパー、ペーパータオル等その他日常生活に必要な消耗品。

※希望されない場合は、都度ご連絡をさせて頂き、ご持参頂く事となります。

③ 買い物支援について (希望する ・ 希望しない)

嗜好品の購入や気分転換を目的に森山商店様へのお買い物に職員が付き添い支援させて頂きます。

※購入された物でのトラブルには責任を負えませんのでご了承ください。

④ 自動販売機での購入について (希望する ・ 希望しない)

個人が施設内の自動販売機での購入を希望された場合の対応についての確認です。

※希望される場合、レシート発行できませんのでご了承ください。

⑤ **外出時の確認について** (希望する ・ 希望しない)

イベント行事で外出企画がある場合、事前連絡についての確認です。

⑥ **写真掲示について** (了承する ・ 了承しない)

行事、イベント等で写真撮影したものを施設内やInstagram等に掲示させて頂いても良いかの確認です。

⑦ **洗濯物について** (了承する ・ 了承しない)

他の洗濯物を染色してしまう可能性のあるものは持ち込みの際、お申し出ください。
洗濯は業者委託しており、たかとりで収集した物をまとめ洗濯、乾燥されます。
皆様へ気を付けて頂く様お願いをしておりますが、染色の可能性はあり、その時は
申し訳ありませんが責任を負えませんのでご了承ください。

⑧ **面会制限について** (ある ・ なし)

面会制限のある方は、下記へご記入ください。

(内容)

⑨ **緊急時等における対応について**

ご利用者に容態の変化等があった場合は、必要な緊急措置を行うとともに『緊急時連絡先』
としておながいしました連絡先等に速やかに連絡し、対応のご相談をさせていただきます。

《万が一、連絡がとれない場合》

- 施設の判断で救急搬送することを希望し、事後報告となっても良い。
- 施設の判断で救急搬送することは希望しない。

⑩ **急変時の心肺蘇生について** (希望する ・ 希望しない)

施設での生活の中で急変し、心肺停止状態で発見された場合の対応について確認です。

(心肺蘇生を希望される場合)

- ・ ご家族様へ連絡、119番へ通報、心肺蘇生を実行、救急搬送

(心肺蘇生を希望されない場合)

- ・ ご家族様へ連絡、嘱託医へ連絡、死亡確認を依頼

※対応について特記すべき事項があれば、下記へご記入ください。

(内容)

個人情報の利用目的 (令和4年10月1日現在)

社会福祉法人平成記念福祉会「特別養護老人ホームたかとり」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[特別養護老人ホームたかとり施設内部等での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一、入退所等の管理
 - 一、会計・経理
 - 一、事故等の報告
 - 一、当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業所等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一、他の医療機関、診療所、調剤薬局、助産院、訪問看護ステーションとの連携
 - 一、他の医療機関等からの照会への回答
 - 一、利用者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一、検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一、事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者へのその結果通知
 - 一、家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一、保険事務の委託
 - 一、審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理業務のうち
 - 一、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一、当施設において行なわれる学生の実習への協力
 - 一、当施設において行なわれる事例研究

[他の事業所への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一、外部監査機関への情報提供

利用同意書附則

本書は利用者が当施設を利用するにあたり、以下の文章に同意した上で利用することを目的としています。

この度は社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホームたかとりご利用いただき、誠に有難う御座います。

特別養護老人ホームでは、利用者一人一人に対して生活支援を通じてご家庭に戻って頂きたいとの目的の為に運営されている施設です。医師、看護師、介護職員、機能訓練指導員、相談員、栄養士、事務職員等が皆様に対し、満足して頂きたい思いで業務を行っています。

当施設は、基準以上の職員配置と充実した設備で施設職員が、食事、入浴、機能訓練など一日の中で利用者の皆様の生活を出来る限りお手伝いさせて頂いておりますが、自立支援の目的の為に、過剰な介護いたしません。時には利用者ご本人の不注意による事故も起こり得る可能性もあります。施設職員は、そのようなことが起きないように日々注意しながら業務を行っています。

何卒ご理解の上、同意願います。

社会福祉法人平成記念福祉会

「特別養護老人ホームたかとり」入所に係る「重要事項説明書」等に関する同意書

社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホーム「たかとり」を入所利用するにあたり「重要事項説明書」「たかとりサービスについて」「個人情報の利用目的」及び「利用同意書附則」の内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

なお、今後変更があった場合は、その都度、覚書を締結します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 〒

氏 名 ⑩

<利用者の署名代行者>

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認した上で
上記署名を代行しました。

住 所 〒

氏 名 ⑩

署名代行の理由

()

<利用者の連帯保証人>

住 所 〒

氏 名 ⑩

<事業者>

法人名 社会福祉法人 平成記念福祉会

施設名 特別養護老人ホーム たかとり ⑩

施設長 福井 清孝

担当者 職 名

氏 名

社会福祉法人 平成記念福祉会
特別養護老人ホームたかとり（介護予防）短期入所生活介護重要事項説明書
(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ショートステイたかとり
- ・開設年月日 平成28年9月1日
- ・所在地 奈良県高市郡高取町大字兵庫196番地
- ・電話番号 0744-52-1500
- ・ファックス番号 0744-52-1501
- ・施設長 福井 清孝
- ・介護保険指定番号 特別養護老人ホーム（2972700195号）

(2) 特別養護老人ホームの基本方針

ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人、一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

【特別養護老人ホームたかとりの運営方針】

私たちは、一つ一つの「縁」を大切にし、利用者、家族、地域の皆さまと共にくさんの笑顔の中で生活できるよう努めてまいります。

- ・皆さまの尊厳を守り、その有する能力を最大限に活かし、その人らしく楽しく生活できるよう支援させていただきます。
- ・皆さまの生活を大切にし、自宅のように安心して生活できるよう支援させていただきます。
- ・皆さまに笑顔を提供できるよう、職員も日々研鑽し、質の高いサービスを提供いたします。
- ・皆さまとの縁を大切にし、その文化、歴史にも共感し、地域の一員となれるよう努めます。

(3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤
施設長（管理者）	1名	
副施設長		1名
看護職員	3名	4名
介護職員	55名	5名
生活相談員	1名	
介護支援専門員	1名	
管理栄養士	1名	
機能訓練指導員	2名	
医師（嘱託医）		1名

事務職員	3名	
------	----	--

(4) 設備の概要

ユニット内設備等	1ユニット	10ユニット
居室	10室	100室
共同生活室	1か所	10
トイレ	3か所	30か所
浴室（リフト浴）	1か所	10か所

共用部分	施設内
スタッフステーション	1か所
相談室	1か所
ボランティア室	1か所
医務室	1か所
特殊浴槽	2か所

(5) 施設サービス計画書の決定、変更

当施設は、居宅支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に準じて（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。

2 （介護予防）短期入所生活介護計画を利用者及び連帯保証人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 （介護予防）短期入所生活介護計画は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に準じて見直しを行うこととする。

2. サービス内容及び費用

(1) サービス内容（介護予防短期入所生活介護含む）

施設サービス種類	
介護	排泄、移動、更衣等の日常生活のお世話
看護	日常生活の体調管理
食事	管理栄養士が状況に合わせて適切な食事管理
入浴	週2回入浴又は清拭実施（リフト浴、特殊浴槽あり）
機能訓練	機能訓練指導員が機能の回復又は減退防止に努める
医療	週2回の往診体制
相談援助	生活相談員が生活全般の相談援助
行政手続き代行	介護保険更新時等の手続きの支援
送迎	高取町、明日香村は全域と橿原市、御所市の両市は一部

(2) 短期入所生活介護利用料金 令和6年6月1日現在

①併設型ユニット型短期入所生活介護費

単位数（1日）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	704	772	847	918	987
61日越え長期	670	740	815	886	955

②その他加算

加算種類	算定回数	単位数
看護体制加算（Ⅰ）	日	4
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ユニット型	日	18
個別機能訓練加算（Ⅰ）	日	12
緊急短期入所受入加算	日（7日限度）日	90
長期利用者減算（31日目～60日）	日	△30
療養食加算	1食につき	8
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日	3
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	日	18
送迎加算	片道	184
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月の合計単位数の14.0%	

☆以上、①及び②の単位数には地域区分（高取町：その他地域）から、1単位を10,000円で計算した金額を請求させていただきます。

③食費

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日	1960円/日

【第4段階食費内訳】

朝食	昼食	夕食
480円/日	770円/日	710円/日

※但し、負担限度額認定を受けている場合には食数に限らず1日分の食費を請求させていただきます。

④居住費（ユニット型個室）

第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
880円/日	880円/日	1,370円/日	2,500円/日

⑤その他費用

その他費用項目	算定回数	金額
おやつ代	日	225円
日用品費	日	200円
教養娯楽費	日	200円
理美容	1回	1,650円
電気使用料	1台1日	55円
文書料	1通	1,650円
検査費用	1回	実費

（3）介護予防短期入所生活介護利用料金 令和6年6月1日現在

①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）

単位数（1日）	要支援1	要支援2

ユニット型個室	523	649
---------	-----	-----

②その他加算

加算種類	算定回数	単位数
療養食加算	1食につき	8
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日	3
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	日	18
送迎加算	片道	184
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月の合計数合計の14.0%	

☆以上、①及び②の単位数には地域区分（高取町：その他地域）から、1単位を10.00円で計算した金額を請求させていただきます。

③食費

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日	1960円/日

【第4段階食費内訳】

朝食	昼食	夕食
480円/日	770円/日	710円/日

※但し、負担限度額認定を受けている場合には食数に限らず1日分の食費を請求させていただきます。

④居住費（ユニット型個室）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
820円/日	820円/日	1,310円/日	2,500円/日

⑤その他費用

その他費用項目	算定回数	金額
おやつ代	日	225円
日用品費	日	200円
教養娯楽費	日	200円
理美容（定期施設訪問）	1回	1,650円
電気使用料	1台1日	55円
文書料	1通	実費
検査費用	1回	実費

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

名称 社会医療法人 平成記念病院

住所 橿原市四条町 8 2 7

・協力調剤薬局

名称 サン薬局

住所 高市郡高取町兵庫 2 2 6

・協力歯科医療機関

名称 川西歯科クリニック

住所 高市郡高取町下土佐 2 2 0 - 1

4 施設利用に当たっての留意事項

洗濯	原則、施設で行います。
面会	午前 9 時～午後 6 時まで
食べ物の持ち込み	原則禁止とします。必要に応じて職員にご相談下さい。
外出、外泊	事前に外出、外泊用紙を提出してください。
食事中止	下記時間までにお申し出ください。 朝食：前日 17：00 まで 昼食：当日 9：30 まで 夕食：当日 15：00 まで おやつ：当日 12：00 まで ※ 時間が過ぎた場合は食費が発生します。
喫煙	施設内は禁煙とします。
設備・備品利用	事前に職員にご相談下さい。
備品等の持ち込み	全てに名前を記入してください。
電気製品持ち込み	電気使用料金が発生しますので必ず職員に申し出下さい。
金銭・貴重品	制限はしませんが自己責任でお願いします。
ペット	施設内への同行は禁止いたします。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- ① 防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には施設長（管理者）を当てます。
- ② 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- ③ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会います。
- ④ 非常災害設備には常に有効に保持するように努めます。
- ⑤ 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたります。
- ⑥ 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年 1 回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練 年 1 回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、施設内各所に設置されている「ご意見箱」もご利用ください。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

- ・ 窓 口：社会福祉法人平成記念福祉会
特別養護老人ホームたかとり 生活相談員
電話番号：0744-52-1500
FAX：0744-21-1501
受付時間 午前9時30分～午後6時00分

(2) 介護保険の苦情相談窓口

- ・ 高取町役場 福祉課 介護保険担当
電 話 0744-52-3334
受付時間 午前9時～午後5時
- ・ 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理窓口
電 話 0744-29-8326
受付時間 午前9時～午後5時

(3) 第三者委員会の委員

- ・ 評議員 奥村 慶三郎
- ・ 顧問弁護士 荒木 秀夫（奈良総合法律事務所）

8. 福祉サービス第三者評価の受審の有無

現在受審はしていません。

社会福祉法人 平成記念福祉会

特別養護老人ホームたかとり (介護予防) 短期入所生活介護サービスについて

(令和6年6月1日現在)

○介護保険被保険者証等について

利用中は、介護保険被保険者証等や後期高齢者被保険者証等の保険者証類は原則として原本をお

預かりいたします。

○（介護予防）短期入所生活介護について

（介護予防）短期入所生活介護は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の支援を行い、利用者の生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、（介護予防）短期入所生活介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画内容については同意をいただくようになります。

○生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

居 室：ユニット型個室 1ユニット10室 全10ユニット

食 事：朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

※食事は原則として共同生活室で提供いたします

入 浴：週に最低2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理 美 容：理美容サービスを実施します。（理美容料金は別途料金をいただきます。）

個人情報利用目的

（令和6年6月1日現在）

社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホームたかとりでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔特別養護老人ホーム施設内部等での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一、入退所等の管理
 - 一、会計・経理
 - 一、事故等の報告
 - 一、当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一、他の医療機関、診療所、調剤薬局、助産院、訪問看護ステーションとの連携
 - 一、他の医療機関等からの照会への回答
 - 一、利用者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一、検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一、事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者へのその結果通知
 - 一、家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一、保険事務の委託
 - 一、審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理業務のうち
 - 一、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一、当施設において行なわれる学生の実習への協力
 - 一、当施設において行なわれる事例研究

〔他の事業所への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一、外部監査機関への情報提供

（介護予防）短期入所生活介護同意書附則

本書は利用者が当施設を利用するにあたり、以下の文章に同意した上で利用することを目的としています。

この度は、社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホームたかとりをご利用いただき、誠に有

難う御座います。

特別養護老人ホームでは、利用者一人一人に対して生活支援を通じてご家庭に戻って頂きたいとの目的の為に運営されている施設です。医師、看護師、介護職員、機能訓練指導員、相談員、栄養士、事務職員等が利用者の皆様に対し、満足して頂きたい思いで業務を行っています。

当施設は、基準以上の職員配置と充実した設備で施設職員が、食事、入浴、機能訓練など一日の中で利用者の皆様の生活を出来る限りお手伝いさせて頂いておりますが、自立支援の目的の為、利用者様ご本人を過剰に介護いたしません。時には利用者様ご本人の不注意による事故も起きる可能性があります。施設職員は、そのようなことが起きないように日々注意しながら業務を行っています。

つきましては、施設利用に際し、上記内容を今一度ご理解を得た上でご利用頂きたく本書を作成致しました。故意の事故とそれ以外の状況のご理解をお願い致します。

何卒ご理解の上、同意願います。

社会福祉法人 平成記念福祉会
特別養護老人ホームたかとり（介護予防）短期入所生活介護に係る
「重要事項説明書」等に関する同意書

社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホーム「たかとり」の（介護予防）短期入所生活介護を利用するにあたり、「（介護予防）短期入所生活介護重要事項説明書」「（介護予防）短期入所生活介護サービスについて」「個人情報の利用目的」及び「（介護予防）短期入所生活介護同意書附則」の内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解したうえで同意します。
なお、今後変更があった場合は、その都度覚書を締結します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 〒

氏 名 ⑩

<利用者の署名代行者>

私は、下記の理由により利用者の意思を確認したうえで
上記署名を代行しました。

住 所 〒

氏 名 ⑩

署名代行の理由

()

<利用者の連帯保証人>

住 所 〒

氏 名 ⑩

<事業者>

住 所 奈良県高市郡高取町兵庫196番地

法人名 社会福祉法人平成記念福祉会

施設名 特別養護老人ホームたかとり ⑩

施設長 福井 清孝

担当者 職 名

氏 名

社会福祉法人 平成記念福祉会
特別養護老人ホームたかとり 通所介護（総合事業通所型サービス）重要事項説明書
（令和6年6月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 デイサービスたかとり
- ・開設年月日 平成28年9月1日
- ・所在地 奈良県高市郡高取町大字兵庫196番地
- ・電話番号 0744-52-1500
- ・ファックス番号 0744-52-1501
- ・管理者 福井 清孝
- ・介護保険指定番号 特別養護老人ホーム（2972700203号）
- ・営業時間 午前9時～午後6時
- ・定休日 毎週日曜日 年末年始（12/31、1/1、1/2）

(2) 特別養護老人ホーム通所介護の基本方針

通所介護（総合事業通所型サービス）の事業は、要介護の状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

【特別養護老人ホームたかどりの運営方針】

私たちは、一つ一つの「縁」を大切にし、利用者、家族、地域の皆さまと共にたくさんの「笑顔」の中で生活できるよう努めてまいります。

- ・皆さまの尊厳を守り、その有する能力を最大限に活かし、その人らしく楽しく生活できるよう支援させていただきます。
- ・皆さまの生活を大切にし、自宅のように安心して生活できるよう支援させていただきます。
- ・皆さまに笑顔を提供できるよう、職員も日々研鑽し、質の高いサービスを提供いたします。
- ・皆さまとの縁を大切にし、その文化、歴史にも共感し、地域の一員となれるよう努めてまいります。

(3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤
施設長（管理者）	1名	
副施設長		1名
看護職員	1名	1名
介護職員	4名	3名
生活相談員	1名	
機能訓練指導員	1名	

(4) 設備の概要

通所介護（デイルーム）設備等	1ユニット	
通所介護（デイルーム）	定員30名	
トイレ	3か所	
静養室	1か所	
浴室 一般浴	1か所	
浴室 特別浴槽	1か所	

共用部分	1階	
スタッフステーション	1か所	
面談室	1か所	
ボランティア室	1か所	

(5) 施設サービス計画書の決定、変更

当施設は、居宅支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に準じて通所介護計画を作成します。

- 2 通所介護計画を利用者及び連帯保証人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 通所介護計画は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に準じて見直しを行うこととする。

2. サービス内容及び費用

(1) サービス内容

施設サービス種類	
介護	排泄、移動、更衣等の日常生活のお世話
看護	日常生活の体調管理
食事	管理栄養士が状況に合わせて適切な食事管理
入浴	身体状況に応じ一般浴又は特殊浴槽にて実施します。
機能訓練	機能訓練指導員が機能の回復又は減退防止に努める
相談援助	生活相談員が生活全般の相談援助
行政手続き代行	介護保険更新時等の手続の支援
送迎	高取町全域と明日香村、橿原市、御所市、大淀町の
	4市町村は一部

(2) 通所介護利用料金 令和6年10月1日現在

①通常規模型通所介護費

単位数（1日）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間	370	423	479	533	588
4時間～5時間	388	444	502	560	617
5時間～6時間	570	673	777	880	984
6時間～7時間	584	689	796	901	1008
7時間～8時間	658	777	900	1023	1148
8時間～9時間	669	791	915	1041	1168

②その他加算

加算種類	算定回数	単位数
入浴介助加算（Ⅰ）	日	40
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	日	56
ADL維持等加算（Ⅰ）	月	30
ADL維持等加算（Ⅱ）	月	60
送迎を行わない場合の減算	片道	△47
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	日	18
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月の合計数合計の9.2%	

☆以上、①及び②の単位数には地域区分（高取町：その他地域）から、1単位を10,000円で計算した金額を請求させていただきます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス利用料金 令和6年10月1日現在

①通所型サービス費（高取町）

サービス略称	介護度	算定項目	単位数
通所介護サービスA サービスⅠ1	要支援1	1月につき (月5回以上利用)	1,798
通所介護サービスA サービスⅡ2	要支援2	1月につき (月9回以上利用)	3,621
通所介護サービスA 1 回数	要支援1	1回につき (月4回まで利用)	436
通所介護サービスA 2 回数	要支援2	1回につき (月8回まで利用)	447

①通所型サービス費（御所市）

サービス略称	介護度	算定項目	単位数
通所型独自サービスA サービス1（週1回計画）	要支援1	1月につき (月5回以上利用)	1,472
通所型独自サービスA サービス2（週2回計画）	要支援2	1月につき (月9回以上利用)	3,068
通所型独自サービスA 1 回数（週1回計画）	要支援1	1回につき (月4回まで利用)	344
通所型独自サービスA 2 回数（週2回計画）	要支援2	1回につき (月8回まで利用)	355

②その他加算（高取町）

加算種類	介護度	算定回数	単位数
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	1月につき	72
〃	要支援2	1月につき	144
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（月4回まで）	要支援1	1回につき	40
〃（月5回以上）	要支援1	1月につき	165
〃（月8回まで）	要支援2	1回につき	41
〃（月9回以上）	要支援2	1月につき	333
送迎減算	要支援1	1回につき	-47
〃	要支援2	1回につき	-47

②その他加算（御所市）

加算種類	介護度	算定回数	単位数
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	1月につき	72
〃	要支援2	1月につき	144
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	要支援1	1月につき	135
〃	要支援2	1月につき	282
入浴加算	要支援1	1回につき	40
〃	要支援2	1回につき	40

☆以上、①及び②の単位数には地域区分（高取町：その他地域）から、1単位を10,000円で計算した金額を請求させていただきます。

（4）その他費用（通所介護、介護予防通所介護共通）

その他費用項目	算定回数	金額
食費（昼食）	回	770円
おやつ代	日	0円
教養娯楽費	日	必要時
おむつ代	枚数	165円
リハビリパンツ代	枚数	198円
尿とりパット代	枚数	55円

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 社会医療法人 平成記念病院
- ・住所 橿原市四条町827

4. 施設利用に当たっての留意事項

洗濯	ご自宅をお願いします
食べ物の持ち込み	原則禁止とします。必要に応じて職員にご相談下さい。
喫煙	施設内は禁煙とします。
設備・備品利用	事前に職員にご相談下さい。
備品等の持ち込み	全てに名前を記入してください。
金銭・貴重品	制限はしませんが自己責任をお願いします。
ペット	施設内への同行は禁止いたします。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- ① 防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には施設長（管理者）を当てます。
- ② 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- ③ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会います。
- ④ 非常災害設備には常に有効に保持するように努めます。
- ⑤ 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたります。
- ⑥ 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 悪天候による警報発令時のサービス中止について

当日午前7時の時点で地域内に警報が発令されている場合は、管理者の判断にて通所介護のサービスを中止します。その場合は、担当職員から電話連絡いたします。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、施設内各所に設置されている「ご意見箱」もご利用ください。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

・ 窓 口：社会福祉法人平成記念福祉会
特別養護老人ホームたかとり 生活相談員

・ 電話番号：0744-52-1500

・ FAX：0744-52-1501

受付時間：午前9時30分～午後6時00分

(2) 介護保険の苦情や相談に関しては、他に下記の窓口があります。

・ 高取町役場 福祉課 介護保険担当

電 話 0744-52-3334

受付時間 午前9時～午後5時

・ 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理窓口

電 話 0744-29-8326

受付時間 午前9時～午後5時

(3) 第三者委員会の委員

・ 評議員 奥村慶三郎殿

・ 弁護士 荒木秀夫殿（奈良総合法律事務所）

8. 福祉サービス第三者評価の受審の有無

現在受審はしていません。

社会福祉法人 平成記念福祉会
特別養護老人ホームたかとり 通所介護（総合事業通所型サービス）について
（令和6年6月1日現在）

○介護保険被保険者証等について

通所介護（総合事業通所型サービス）の利用時には必ず確認させていただきます。

○通所介護（総合事業通所型サービス）についての概要

通所介護（総合事業通所型サービス）は、要介護者及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の支援を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

○生活サービス

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで利用いただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

○事故発生時の対応

当施設では、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていきます。

○緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急時等連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

個人情報利用目的

（令和6年6月1日現在）

社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホームたかとりでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔特別養護老人ホーム施設内部等での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一、入退所等の管理
 - 一、会計・経理
 - 一、事故等の報告
 - 一、当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

一、他の医療機関、診療所、調剤薬局、助産院、訪問看護ステーションとの連携

- 一、他の医療機関等からの照会への回答
- 一、利用者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 一、検体検査業務の委託その他の業務委託
- 一、事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者へのその結果通知
- 一、家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一、保険事務の委託
 - 一、審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理業務のうち
 - 一、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一、当施設において行なわれる学生の実習への協力
 - 一、当施設において行なわれる事例研究

[他の事業所への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一、外部監査機関への情報提供

通所介護（総合事業通所型サービス）利用同意書附則

本書は利用者が当施設を利用するにあたり、以下の文章に同意した上で利用することを目的としています。

この度は、社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホームたかとりをご利用いただき、誠に有難う御座います。

特別養護老人ホームでは、利用者一人一人に対して生活支援を通じてご家庭に戻って頂きたいとの目的の為に運営されている施設です。医師、看護師、介護職員、機能訓練指導員、相談員、栄養士、事務職員等が利用者の皆様に対し、満足して頂きたい思いで業務を行っています。

当施設は、基準以上の職員配置と充実した設備で施設職員が、食事、入浴、機能訓練など一日の中で利用者の皆様の生活を出来る限りお手伝いさせて頂いておりますが、自立支援の目的の為に、利用者様ご本人を過剰に介護いたしません。時には利用者様ご本人の不注意による事故も起きる可能性もあります。施設職員は、そのようなことが起きないように日々注意しながら業務を行っています。

つきましては、施設利用に際し、上記内容を今一度ご理解を得た上でご利用頂きたく本書を作成致しました。故意の事故とそれ以外の状況のご理解をお願い致します。

何卒ご理解の上、同意願います。

本書は利用者が当施設を利用するにあたり、以下の文章に同意した上で利用することを目的としています。

社会福祉法人平成記念福祉会

「特別養護老人ホームたかとり」通所介護（総合事業通所型サービス）に係る「重要事項説明書」等に関する同意書

社会福祉法人平成記念福祉会 特別養護老人ホーム「たかとり」の通所介護を利用するにあたり「重要事項説明書」「総合事業通所型サービス」「個人情報の利用目的」及び「通所介護利用同意書附則」の内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

なお、今後変更があった場合は、その都度、覚書を締結します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 〒

氏 名

⑩

<利用者の署名代行者>

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認した上で
上記署名を代行しました。

住 所 〒

氏 名

⑩

署名代行の理由

()

<利用者の連帯保証人>

住 所 〒

氏 名

⑩

<事業者>

法人名 社会福祉法人 平成記念福祉会

施設名 特別養護老人ホーム たかとり ⑩

施設長 福井 清孝

担当者 職 名

氏 名